

観光資源の保全等のための支援事業実施要綱

5 公東観産産第 544 号
令和 5 年 8 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、観光資源として活用されている施設や技術等を有する観光関連事業者を支援することで、都内の観光資源を保全し魅力発信につなげていく「観光資源の保全等のための支援事業」（以下「本事業」という。）の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本事業における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「観光施設」とは、観光関連事業者が都内で所有する建物で、概ね築 50 年以上が経過し、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。ただし、特に観光資源として活用すべきと考えられるものを除き、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により指定又は登録された有形文化財及び東京都景観条例（平成 18 年東京都条例 136 号）の規定により選定された東京都選定歴史的建造物は含まないものとする。
- (2) 「技術等」とは、観光関連事業者が有する、概ね 50 年以上の実績がある技能・技術で、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。
- (3) 「重点エリア」とは、観光資源を面的に保全する必要が特に認められるエリアとして、東京都（以下「都」という。）が指定するものをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、観光関連事業者が実施する、以下のいずれかに該当する取組とする。

- ① 観光施設の維持・保全に必要となる工事等
- ② 技術等の維持・保全に必要となる人材確保・育成、広報 PR 等

(実施体制)

第 4 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）及び都は、令和 4 年 3 月 11 日付 3 産労観受第 2419 号「観光産業の活性化推進事業実施要綱」（以下「観光産業実施要綱」という。）第 3 条に基づき、本事業を実施する。

- 2 都が、重点エリアの募集及び指定、並びに支援対象者の募集、審査及び決定を行う。財団は、都が支援対象者として決定した観光関連事業者に対して、補助金の交付を行う。

(補助対象者)

第5条 本事業において支援の対象とする観光関連事業者は、以下に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

ア 東京都内において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者

イ 東京都内に本社又は主たる事業所があり、かつ旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行事業者

ウ 東京都内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者

エ 東京都内において販売場を常設し、営業を行っている小売事業者

オ その他東京都内において、旅行者向けのサービス開発・提供や商品開発・製造・販売等を行っている者

(3) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(4) 観光施設又は技術等を有していること。

(5) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

(6) 同一テーマ・内容で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助を受けていないこと。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助)

第6条 都が支援対象者を選定した後、財団は、観光産業実施要綱別表(10)の定めに従い、本事業を実施する。

2 財団理事長は、本事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

3 補助対象期間は交付決定の日から1年以内とし、その期間内に契約、取得、実施、支払いが完了した経費を補助対象とする。

(都との情報共有)

第7条 本事業を円滑に実施するにあたり、財団は必要に応じて、都と情報を共有することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。